

各 団 体 の 長 殿

山口労働局長

「年次有給休暇取得促進期間」(10 月)における御協力の依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、令和 5 年就労条件総合調査の結果によると令和 4 年に 62.1%と、前年より 3.8 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度(※2)の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページによる周知等につきまして、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、本リーフレットは、以下のサイトにも掲載されていますので、併せて御活用ください。

なお、本通知の電子媒体を必要とされる場合、担当まで御連絡をお願いいたします。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

- (※1) 年次有給休暇の付与日数のうち 5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。
- (※2) 年次有給休暇の付与は原則 1 日単位ですが、労使協定を締結すれば、年 5 日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。(分単位など時間未満の単位での取得は認められません。)



(担当) 山口労働局雇用環境・均等室
電話 083-995-0390 伊勢屋